

水道事業の広域化について

令和7年10月

総務省自治財政局公営企業経営室

経営広域化の検討促進について

水道広域化に係る主な経緯①

年月	主な経緯
平成28年2月	「市町村等の水道事業の広域連携に関する検討体制の構築等について」発出 ・ 地域の実情に応じ、できることから相互協力することが重要。施設の共同設置、維持管理業務の共同実施や共同委託、各種システムの共同化等についても幅広く検討すること。 ・ できる限り平成28年度中の早期に検討体制を設置し、検討を始めることが望ましい。 ・ できる限り平成30年度までを目途に検討を行うことが望ましい。
平成30年12月	「水道財政のあり方に関する研究会」報告書とりまとめ ＜広域化に関する主な内容＞ ・ 広域化は幅広い効果を期待できるため、多様な取組を推進する必要。 (広域化の効果) ・ 経営統合は、経営資源を一元的に管理し、経営基盤を強化する効果が最も期待できる ・ 経営統合が実現しにくい地域においても、施設の共同設置や管理の一体化等の部分的な広域化により、コスト削減や専門人材の確保等の効果が期待できる ・ 都道府県を中心とした計画的な取組が重要であることから、都道府県による「広域化推進プラン」の策定を進めるべきであり、国においても、策定を促していく必要
平成30年12月	改正水道法 成立・公布 ＜広域化に関する主な内容＞ ・ 都道府県は水道基盤強化計画を定めることができる。
平成31年1月	「「水道広域化推進プラン」の策定について」発出 (総務省自治財政局長、厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知) ・ 水道基盤強化計画の策定を見据え、広域化の推進方針やこれに基づく当面の具体的取組の内容等を定めるもの。最終的には水道基盤強化計画に引き継がれることを想定 ・ 広域化の様々なパターンに応じた経営体制や経営指標等の将来見通しについてシミュレーションを実施し、その具体的効果を比較した上で策定すること ・ 策定主体は都道府県。一義的には市町村財政担当課が主たる取りまとめを行うことが期待されるが、水道行政担当課や企業局等が参加する一元的な体制を構築することが望ましい。

水道広域化に係る主な経緯②

年月	主な経緯
平成31年 3 月	「水道広域化推進プラン策定マニュアル」策定
令和元年度～	広域化に関する事業に係る地方財政措置の拡充 ・プランに基づく多様な広域化を推進するため、経営統合だけでなく、施設の共同設置や事務の広域的処理等の地方単独事業を対象に追加 ・一般会計出資債（地方負担額の1/2）の元利償還金について、交付税措置率50%→60%
令和 2 年12月	「水道事業における広域化の更なる推進について」（事務連絡）発出 ・水道行政担当課や企業局等、庁内外における連携体制の構築 ・システム標準化・共同化を含むデジタル化推進の検討
令和 5 年 3 月	各都道府県において「水道広域化推進プラン」の策定・公表 ・概ね全ての都道府県で広域化プランを策定し公表
令和 5 年 4 月	「水道事業における広域化の更なる推進等について」発出 （総務省自治財政局公営企業経営室、厚生労働省医薬・生活衛生局水道課水道計画指導室通知） ・都道府県は、プランに基づく取組を推進する役割を担うものであることから、市町村等との協議に当たって、調整機能を発揮することが求められること。 ・市町村等は、都道府県とともに、プランを踏まえて水道事業等の広域化に係る検討を行い、これを踏まえたアセットマネジメントに取り組むとともに、検討結果を令和 7 年度までの経営戦略の改定に反映していただきたいこと。 ・更なる広域化の取組が考えられないか検討し、適宜プランを改定又は水道基盤強化計画の策定を検討いただきたいこと。

「水道広域化推進プラン」における圏域数

第4回 上下水道政策の
基本的なあり方検討会資料

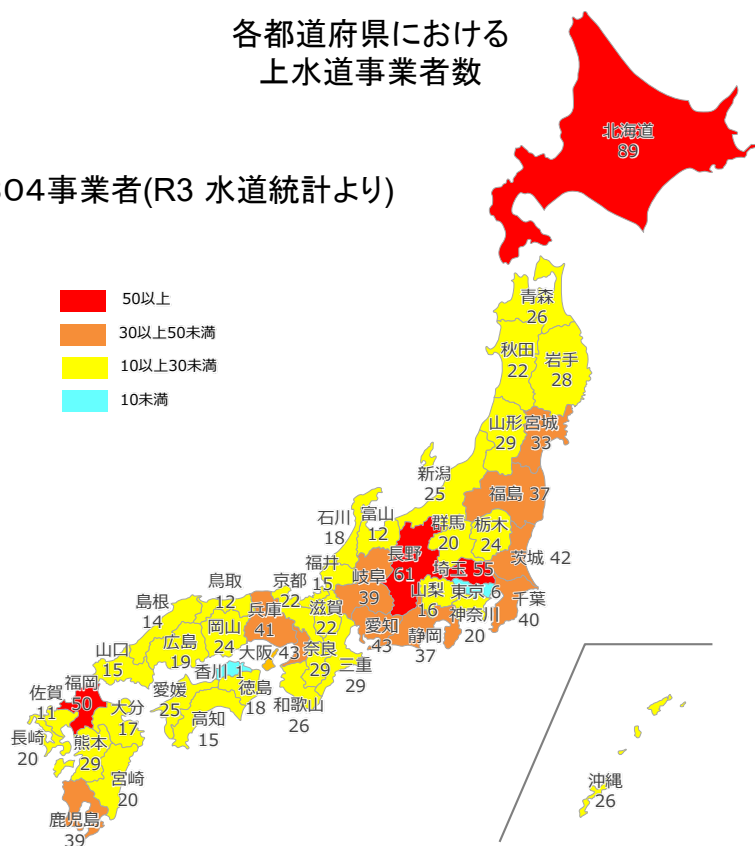
- 各都道府県より示された圏域は全国で**234**圏域
- 各圏域内の平均事業者数は約 **7** 事業者

【参考】圏域の設定基準

- 水道事業を適切に運営していくため地理的社会的諸条件等の一体性に配慮しつつ、都道府県のすべての地域が、いずれかの圏域に含まれるように設定
- 設定した圏域内において、人材配置、施設管理又は財源確保の諸事情を考慮して、水道事業の運営基盤が強靱で、持続可能な規模であること。

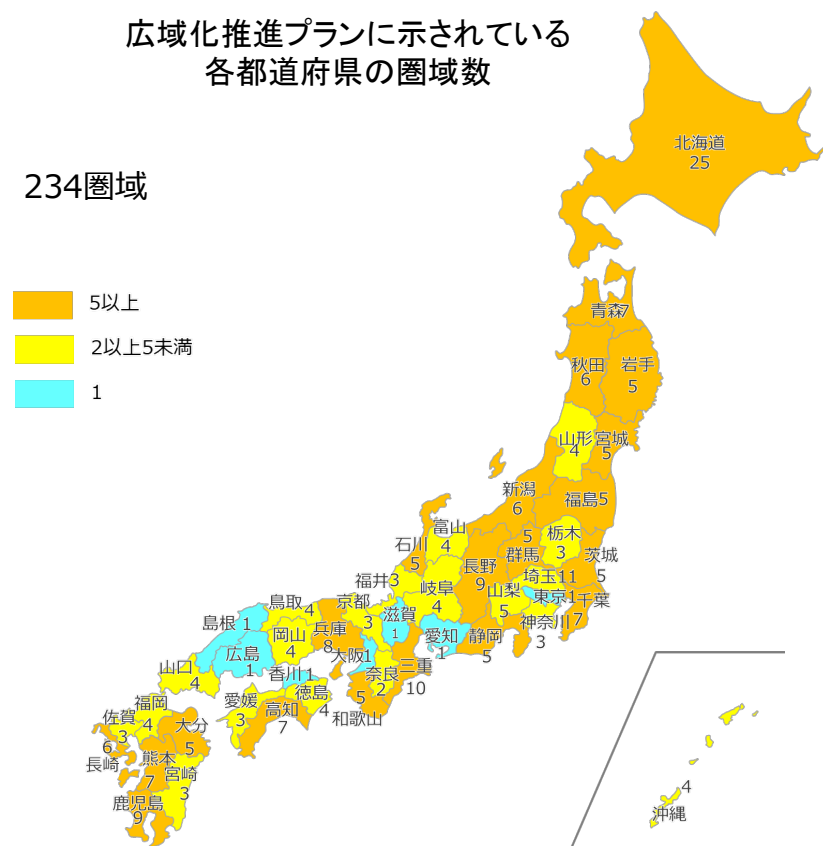
各都道府県における
上水道事業者数

1,304事業者(R3 水道統計より)



広域化推進プランに示されている
各都道府県の圏域数

234圏域



広域化に係る都道府県の状況について

- 現行の広域化推進プランに、個別施設の統廃合まで盛り込んでいる団体は27団体、盛り込んでいない団体は20団体。
- 法定協議会を設置する団体は少数（10団体）だが、協議・意見交換の機会自体は、全体の約9割（40団体）の団体が設けている。
- 協議・意見交換の場の開催頻度としては、1～3回／年の団体が多い状況。

【広域化推進プランにおける施設の統廃合等に関する記載状況】

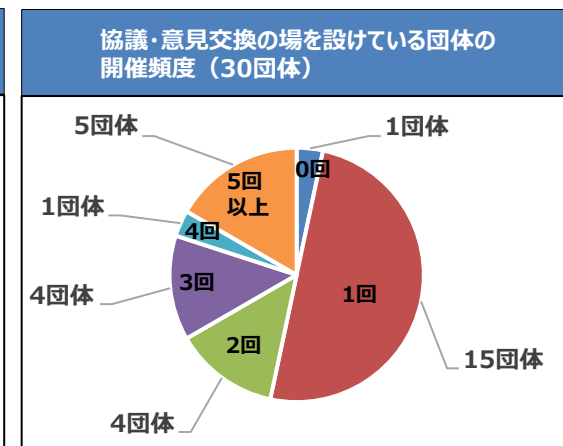
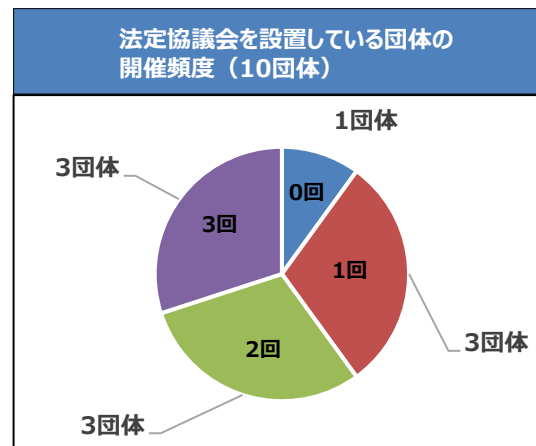
広域化推進プランにおける施設の統廃合等に関する記載状況（47都道府県）

市町村レベルでの個別施設の統廃合に関する検討内容が盛り込まれている（○）	27団体
施設の統廃合に関する検討内容が盛り込まれているが、個別施設レベルまでは言及されていない（△）	9団体
施設の統廃合に関する具体的な検討内容等が盛り込まれていない（×）	11団体

【協議会等の設置状況】

設置状況	団体数
全圏域で法定協議会を設置している	10団体
全圏域で協議・意見交換の場を設けている	30団体
圏域ごとに対応状況が異なる	4団体
協議・意見交換の場は設けていない	3団体

【協議会等の開催頻度／年（R5年度実績）】



※ R6年度に47都道府県を対象に実施した、広域化ヒアリングに伴う「取組状況調査（R5年度実績の状況等について）」における回答内容より抽出

※ここで云う圏域とは、広域化プランにおいて各団体が構成市町村を広域化の観点から区分けたエリア単位を指す

※法定協議会・・・「水道法第5条の4」

都道府県は、市町村の区域を超えた広域的な水道事業者等の間の連携等の推進に関し必要な協議を行うため、当該都道府県が定める区域において**広域的連携等推進協議会**を組織することができる。

これまでの主な広域連携事例における効果等

- これまでの主な広域化事例について、広域化事業計画や、計画策定前の協議段階で公表されている資料等を基に、広域化の主な効果をまとめると下表のとおり。
- それぞれにおいて、職員の確保、施設規模の適正化、財政改善と多くの効果を見込んでいる。
- 特に、浄水場等施設の統廃合は、更新投資及び維持管理経費の抑制等財政的な効果も大きい。
- 職員については、統合当初は統合前の職員数の合計と同程度を確保しつつ、業務量等に応じて将来的に適正規模に整理していく方針とされている。

統合 年次	事業体名	計画給水人口	内容	検討開始から 統合実現まで に要した年数	統合前 平均 職員数	統合後 合計 職員数 (R4)	浄水場 削減数 (予定)	財政効果（試算）
H26.4	岩手中部 水道企業団	221,630人	岩手県中部地域の用水供給事業者（1企業団）と受水事業者（2市1町）が事業統合	12年 2ヶ月	19	72	▲15 ^{※3} (34⇒19)	【支出】▲92億円 ^{※3} 【収入】+156億円 (統合後8年)
H30.4	香川県広域 水道企業団	939,800人	香川県内の水道事業を一元化するため、香川県と県内の水道事業者（8市8町）が事業統合	10年	23	454	▲33 ^{※4} (71⇒38)	【収支】722億円 ^{※7} (統合後28年)
R5.4	広島県水道 広域連合 企業団	約598,000人	広島県内の工業用水道事業者・用水供給事業者（広島県）と水道事業者（9市5町）が経営の一体化	6年 6ヶ月	17 ^{※1}	321 ^{※2}	▲96 ^{※5} (166⇒70)	【収支】985億円 ^{※5} (統合後40年)
R7.4	奈良県広域 水道企業団	889,965人	奈良県内の用水供給事業者（奈良県）と水道事業者（26市町村）が事業統合。	7年	14 ^{※1}	451 ^{※2}	▲12 ^{※6} (57⇒45)	【支出】▲109億円 ^{※6} 【収入】+422億円 (統合後30年)

※給水人口・職員数:令和4年度水道統計より集計 ※1 R4時点の平均職員数 ※2 企業団設立時の職員数

※3 第5回上下水道の経営基盤強化に関する研究会 資料2（岩手中部水道企業団資料）掲載数値

※4 香川県水道広域化基本計画（平成29年8月香川県広域水道事業体設立準備協議会）掲載数値

※5 広島県水道企業団事業計画（令和4年7月広島県水道企業団設立準備協議会）掲載数値

※6 奈良県広域水道企業団基本計画（令和5年2月奈良県広域水道企業団設立準備協議会、令和6年7月改定）掲載数値

※7 広域水道事業及びその事業体に関する基本的事項のとりまとめ（平成26年10月香川県広域水道事業体検討協議会）掲載数値

- 広島県水道広域連合企業団の事例紹介や、日本水道協会が作成した手引きを参考にした、経営広域化実現までの取組過程(イメージ)は、下表のとおり。
- 中核団体のリーダーシップや、構成団体との丁寧な意見交換が重要。
- 各地域において更なる議論を促進するには、検討初期に必要となる各種情報の精緻化が必要と考えられる。

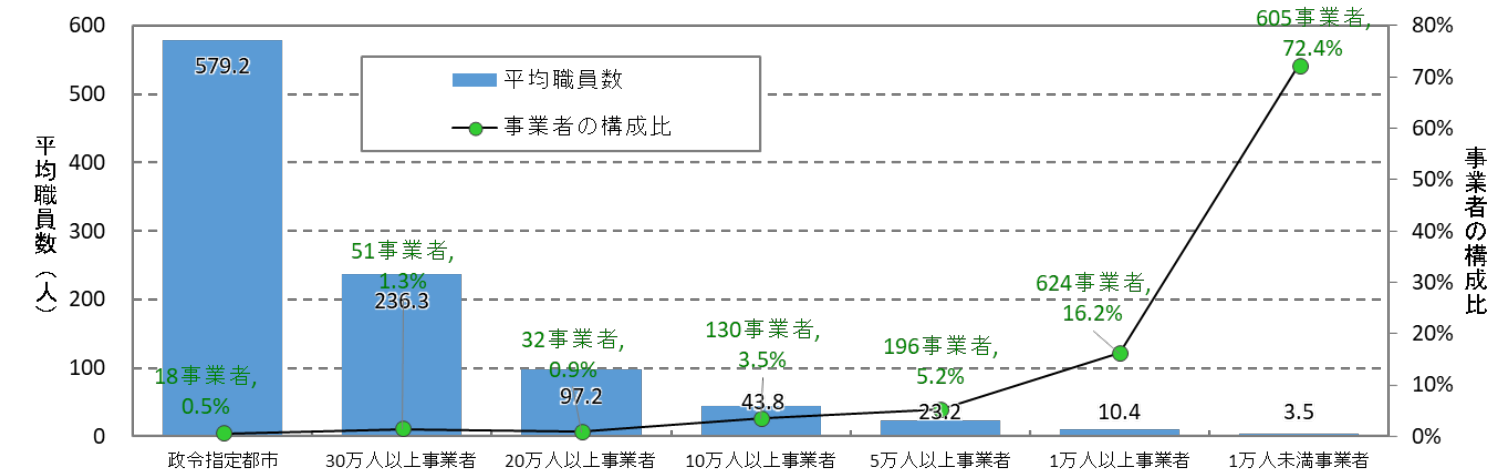
検討順序	概要
①検討体制の構築 (中核団体)	・ 中核団体における検討体制の整備 ※ 水道法上、都道府県は、「市町村の区域を超えた広域的な水道事業者等との連携等の推進その他の水道の基盤の強化に関する施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない」とされている。
②素案検討	・ 水道広域化推進プランの進捗等現状把握 ・ <u>各事業体の課題等把握・圏域の設定</u> ・ <u>業務の共同化(システム整備等含む)、施設の共同化等の方針整理</u> ・ <u>広域化の効果等整理</u>
③協議会設立・大方針の決定	・ 統合地域(素案)の確定 ※まずは県全域が望ましい ・ <u>構成団体による協議組織を設立</u> ・ 統合形態等(事業統合/経営の一体化の別、中核団体への一元化/企業団設立の別、執行機関や議決機関の体制等)の決定
④各論の調整・最終案の決定	・ 各種調整(組織・人員配置、設備の整備水準・サービス水準等の格差対策、自治体間の費用負担、料金水準等) ・ 構成団体の確定、基本協定の締結 ・ 基本計画の策定
⑤決定・各種手続き	・ 構成団体における各種議決 ・ 国土交通省・総務省等への許認可手続き

小規模事業者への支援について

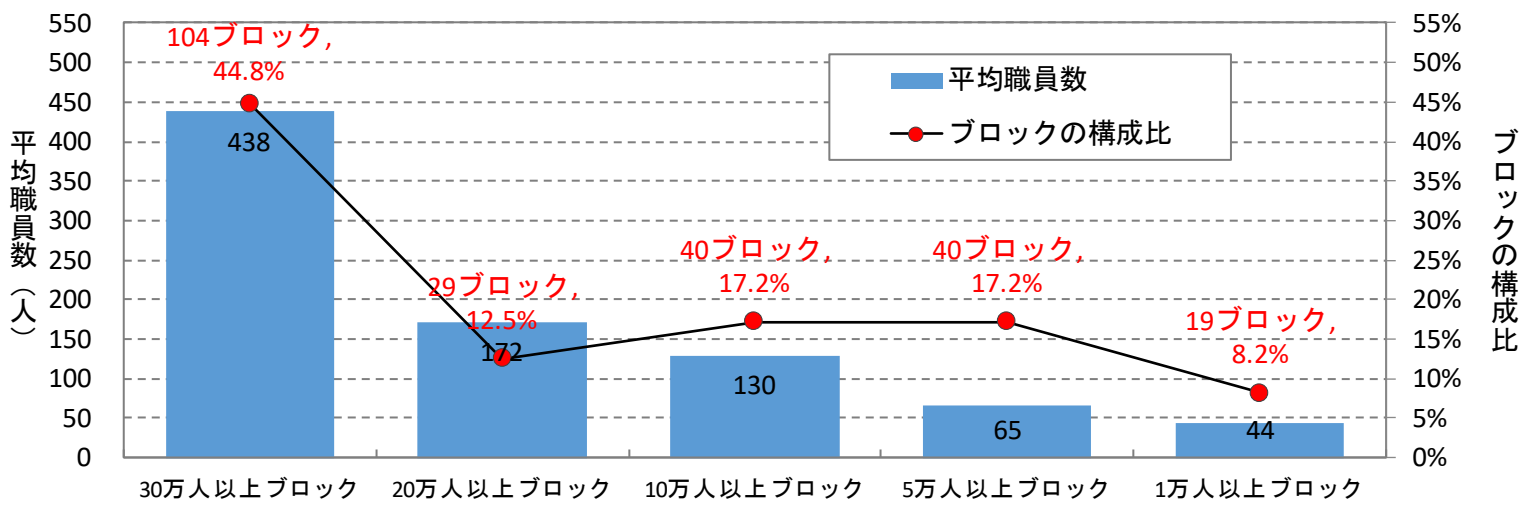
広域連携した場合のブロックの規模と職員数(水道)

- 水道広域化推進プランにおける検討ブロック単位で広域連携したと仮定すると、給水人口20万人以上のブロックは133ブロック(全体の約57%)、10万人以上のブロックが173ブロック(全体の約75%)になる。

現状



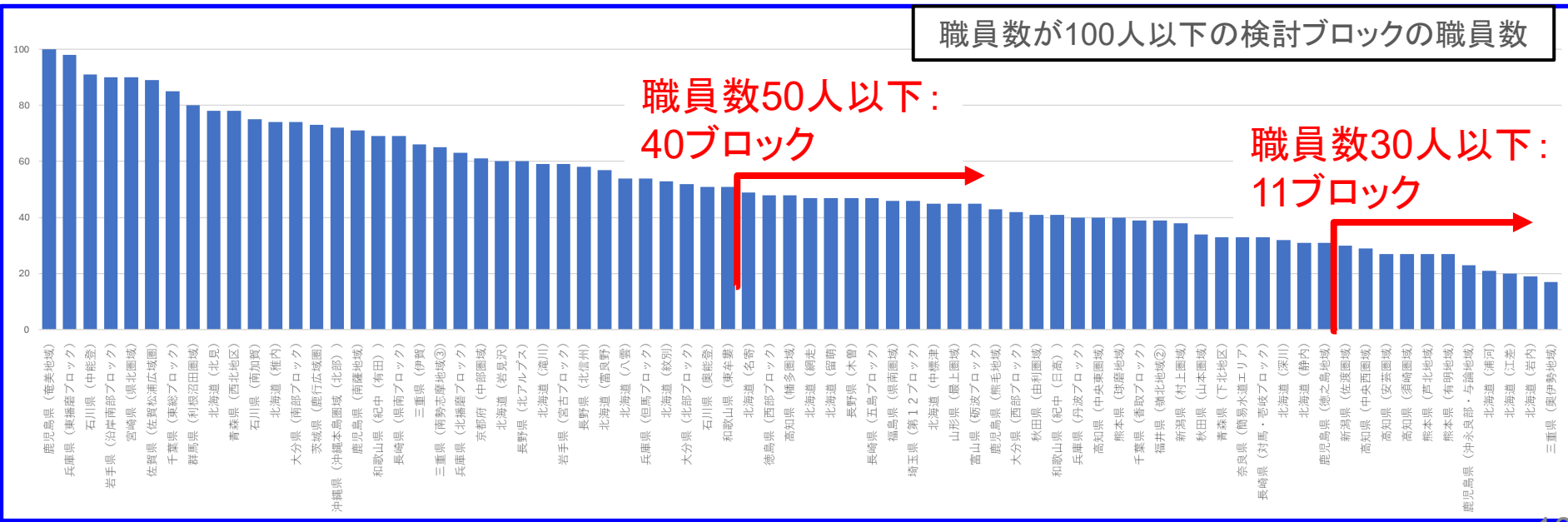
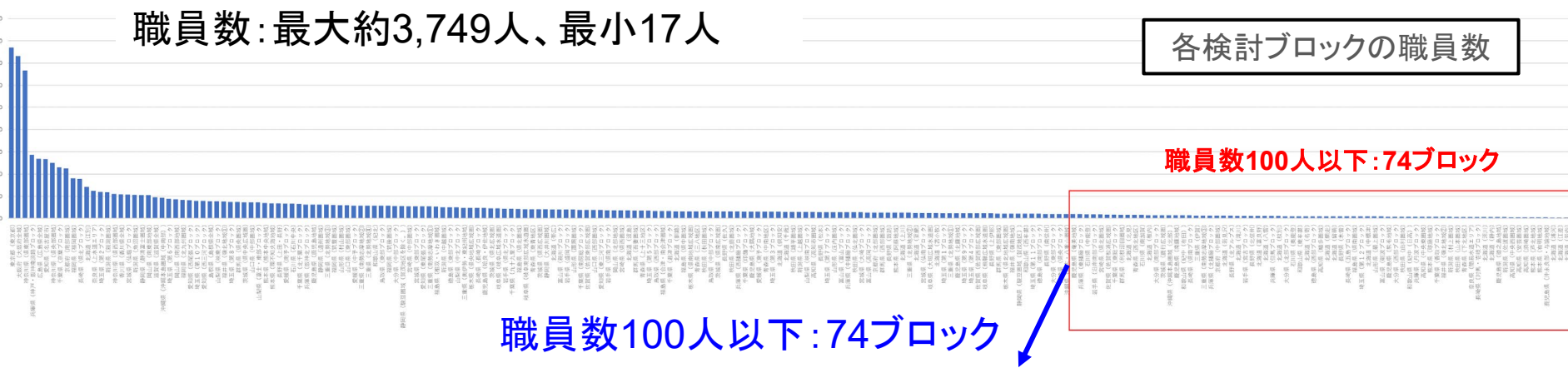
水道広域化推進プランにおける検討ブロック単位で広域連携した場合



※令和3年度水道統計、簡易水道統計より集計

各検討ブロック内の職員数(水道)

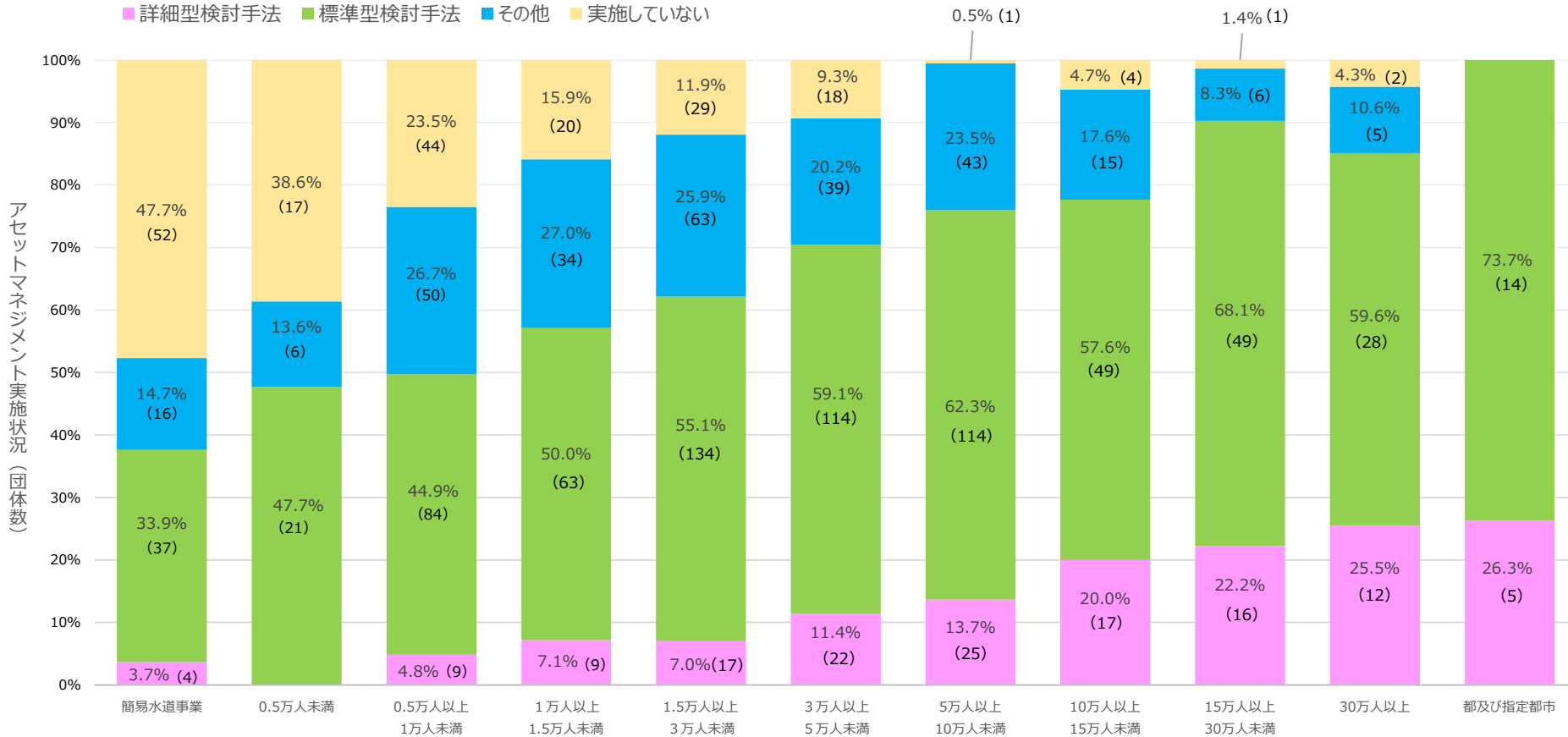
- 各検討ブロック単位で広域連携した仮定すると、職員数50人以下が40ブロック(約17%)、30人以下が11ブロック(約5%)となっている。



【給水人口規模別】アセットマネジメント実施状況

第7回 上下水道の経営基盤強化に関する研究会資料

- 給水人口規模が小さくなるほど、アセットマネジメントを実施していない団体の比率が高くなる傾向。
- アセットマネジメントを実施している団体においては、標準型検討手法を用いている団体が多数を占める状況。



給水人口規模	簡易水道	0.5万人未満	0.5万人以上 1万人未満	1万人以上 1.5万人未満	1.5万人以上 3万人未満	3万人以上 5万人未満	5万人以上 10万人未満	10万人以上 15万人未満	15万人以上 30万人未満	30万人以上	都及び指定都市
団体数	109	44	187	126	243	193	183	85	72	47	19

※ 「R5決算統計」及び「R5水道事業の更新投資の状況等に関する調査」より作成。対象事業：上水道事業（末端給水）、簡易水道事業（法適用）

※ 詳細型検討手法：更新需要以外の種々の変動要素についても考慮し、標準型よりさらに詳細な財政収支見通しにより評価する手法。

※ 標準型検討手法：将来の給水収益の変動等を見込んだ簡易な財政シミュレーションにより評価する手法。

その他の財政支援について

水道広域化に係る施設整備以外の財政負担

- 水道事業広域化にあたって、先行して広域化に取り組んだ団体等を対象に、広域化の際に要した費用等について調査を行った結果、財政負担としては「施設・設備の撤去、原状回復」と回答した団体が多い状況。
- なお、「施設・設備の撤去、原状回復」と回答しなかった団体においても、「計画当初は見込んでいなかった」、「補助メニューがなく、撤去が進んでいない」などといった状況とのこと。
- そのほか、計画書や許認可等の申請書作成等のソフト経費についても費用がかかった旨の回答あり。

■ 水道事業広域化に伴う各種費用等の財政負担に係る地方団体調査結果

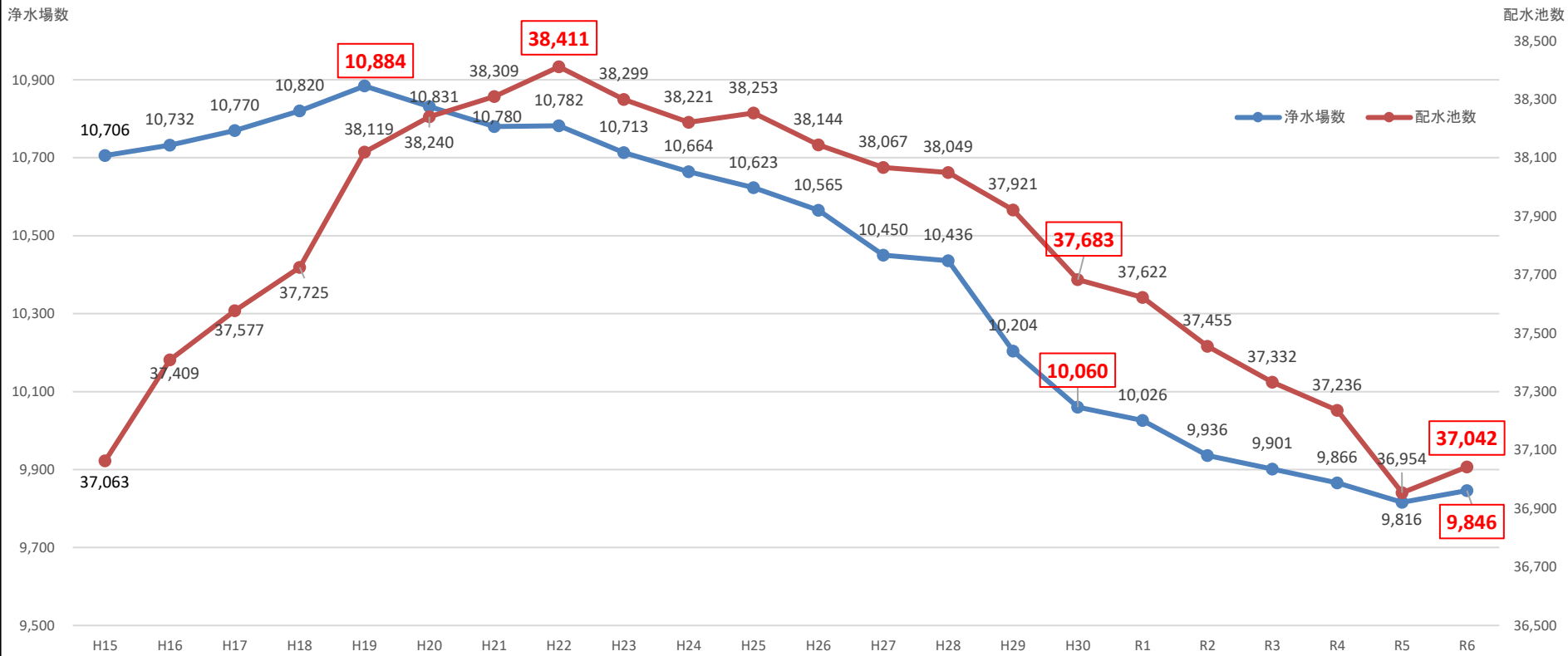
【対象団体】 9 団体（近年広域化を実施した主な団体）

【所要経費】

施設・設備の撤去 原状回復	4 団体
補助金の返還	－ （補助金使用施設を承継したなどの理由により該当なし）
地方債の繰上償還 一時借入金の償還	－ （全ての企業債を承継したなどの理由により該当なし）
その他	・基本計画作成、認可申請書作成等に係る業務委託費 ・事業統合までの準備に係る経費（事務機器借上、事務所整備、引越し等） ・営業業務（検針・調定及び収納業務、滞納整理業務、窓口業務等）の統一に係る経費 ・本部、各事務所、ブロック統括センター等の設置に係る経費

全国の浄水場数及び配水場数の推移

- 全国の浄水場の数は、直近約20年間でみると、H19をピークに減少傾向となっている。
(H19:10,884 → R6:9,846 ▲9.5%)
- H30年度の「水道広域化推進プラン」の策定について」発出以降についても、減少傾向となっている。
(H30:10,060 → R6:9,846 ▲2.1%)
- また、全国の配水池の数は、直近約20年間でみると、H22をピークに減少傾向となっている。
(H22:38,411 → R6:37,042 ▲3.5%)
- 「水道広域化推進プラン」の策定について」発出以降についても、減少傾向となっている。
(H30:37,683 → R6:37,042 ▲1.7%)



參考資料

広域化関連の発出通知①

「市町村等の水道事業の広域連携に関する検討体制の構築等について（平成28年2月29日 総財公第31号・総財営第13号）」【抜粋】

(1) 検討体制の構成

市町村等の水道事業の広域連携について検討を行うため、都道府県及び都道府県内の全ての市町村等をもって構成すること。

なお、地理的条件、社会的条件等を勘案し複数のブロックに分けて検討することが望ましい場合には、全体の検討体制の中に、ブロック単位の検討体制を構築することも考えられる。

(3) 検討事項

① 各市町村等の現状分析及び将来予測

給水人口や水需要、料金収入、施設の更新費用、職員数、人件費等の現状分析や将来予測を行い、各市町村等が抱える課題を十分把握すること。また、将来予測を行う場合には、様々な広域連携による経営効率化の効果について、シミュレーションを行うことにより十分比較検討すること。

② 市町村等の水道事業の広域連携に関する検討

広域連携については、地域の実情に応じ、できることから相互協力することが重要であり、浄水場や配水池などの施設の共同設置、維持管理業務の共同実施や共同委託、各種システムの共同化等についても幅広く検討すること。

「水道広域化推進プランの策定について（平成31年1月25日 総財営第85号・生食発第0125第4号）」【抜粋】

1. 水道広域化推進プランの基本的な考え方

(1) 水道広域化推進プランについて

市町村の区域を超えた広域化を推進するため、都道府県が区域内の水道事業に係る広域化の推進方針を定めるとともに、これに基づく当面の具体的取組の内容やスケジュール等について定める計画であること。都道府県においては、これまでの検討結果も踏まえ、広域化の様々なパターンに応じた経営体制や経営指標等の将来見通しについてシミュレーションを実施し、その具体的な効果を比較した上で策定すること。

(2) 水道広域化推進プランの策定主体

広域的な地方公共団体である都道府県が、住民生活の水準の確保等の観点から、水道の基盤強化の方策として積極的に支援することが求められることから、水道広域化推進プランの策定は、都道府県が行うこと。

(3) 水道広域化推進プランの策定体制

都道府県において、一義的には市町村財政担当課が主たる取りまとめを行うことが期待されるが、都道府県内の広域にわたる水道事業の効率化や技術的な水準の確保という観点から、水道行政担当課や水道事業を経営している企業局等との連携も重要であることから、関係部局が参加する一元的な体制を構築することが望ましいこと。

水道事業者である市町村等と十分協議するとともに、区域内の水道事業の状況を俯瞰し、小規模な事業等も含め、区域全体として持続可能な枠組みとなるよう調整を図ることが求められること。
改正水道法第5条の4に定める広域的連携等推進協議会を組織し、活用することも検討されたいこと。市町村等においては、その策定に必要となる資産等各種情報を都道府県へ適切に提供するなど、都道府県の水道広域化推進プランの策定に協力すること。

2. 水道広域化推進プランにおける具体的な記載事項

(1) 市町村等の水道事業者ごとの経営環境と経営状況に係る現状と将来の見通し

- ① 給水人口、産業の動向、有収水量、利用可能な水資源の状況といった自然・社会的条件に関すること
- ② 水質の維持管理状況、災害時の対応計画といった水道事業のサービスの質に関すること
- ③ 従事している職員の状況、業務委託等の実施状況、他の事業者との連携といった経営体制に関すること
- ④ 浄水場、管路等の主な施設の状況、更新を要する主な設備の状況といった施設等の状況に関すること
- ⑤ 一定の水準で施設更新を行った場合の更新投資額、各年度の収益的支出、給水原価、経費をすべて料金で賄う場合の供給単価といった経営指標に関すること

(2) 広域化のパターンごとの将来見通しのシミュレーションと広域化の効果

(3) 今後の広域化に係る推進方針等

3. 水道広域化推進プランの策定に当たっての留意事項

(5) 水道広域化推進プランに基づく取組の推進

改正水道法第2条の2第2項において、都道府県は、その区域内における市町村の区域を超えた広域的な水道事業者間の連携等の推進その他の水道の基盤の強化に関する施策を策定するとともに、これを実施するよう努めなければならないとされており、水道広域化推進プランに基づく取組を推進する役割を担うものであること。

また、水道事業者についても、改正水道法第2条の2第4項において、その経営する事業を適正かつ能率的に運営するとともに、その事業の基盤の強化に努めなければならないとされていることから、水道事業者である市町村等は、水道の基盤強化を図る観点から、都道府県とともに、水道広域化推進プランを踏まえ、水道事業の広域化に取り組むことが重要であること。

広域化関連の発出通知②

「水道事業における広域化の更なる推進について（令和2年12月23日 事務連絡）」【抜粋】

1. 水道広域化推進プランの基本的な考え方（策定要請通知1）

(1)水道広域化推進プランの策定にかかる体制について、都道府県の市町村財政担当課、水道行政担当課、水道事業を営んでいる企業局等、関係部局が連携して検討を行うことが重要であることから、関係部局の連携体制を構築すること。

都道府県は、実効性がある水道広域化推進プランを策定し、小規模な事業等も含め、区域全体として持続可能な枠組みとなるよう調整を図ることが求められるため、水道事業者である市町村等を対象に、広域連携にかかる意向調査、情報の共有や定期的な意見交換等の取組を積極的に行う必要があること。

2. 水道広域化推進プランにおける具体的な記載事項（策定要請通知2）

(2)現状と将来見通しについて、施設・管路等の状況や、更新費用に関しては、実態をできる限り正確に反映したものとするため、水道広域化推進プランの策定とあわせて、水道事業者である市町村等において、水道施設台帳の整備や、アセットマネジメントの高度化に向けた取組を進める必要があること。

(3)広域化のシミュレーションと効果について、施設の共同設置・共同利用の検討にあたっては、地域の実情を踏まえたものとするため、地図等も活用し、施設の立地場所や更新時期等の情報も参考にして、検討を行うこと。

また、事務の広域的処理の検討にあたっては、ICT、IoTの活用により、業務の効率化が可能となることから、システム標準化・共同化を含むデジタル化の推進に関する事項を盛り込むことができるよう検討を行うこと。

さらに、施設の統廃合やシステムの共同発注といった上記検討に際し、必要に応じてPPP/PFIをはじめとする官民連携手法の活用を検討することが望ましい。

(4)今後の広域化に係る推進方針等について、水道広域化推進プランの策定を行った都道府県においては、実情に応じて、具体的な取組内容及びスケジュールの改定の検討を行うこと。

また、水道広域化推進プランの記載内容を活用して水道基盤強化計画の策定に取り組むなど、地域の実情に応じた多様な広域化の更なる推進に向け、都道府県の関係部局及び水道事業者である市町村等と連携して継続的に取組を行うこと。

「水道事業における広域化の更なる推進等について（令和5年4月25日 事務連絡）」【抜粋】

1. プランに基づく取組の推進

都道府県は、プランに基づく取組を推進する役割を担うものであることから、水道事業者等である市町村等の間の協議に当たって、プラン策定に際して構築した広域化に関する検討体制を活用するなど、調整機能を発揮することが求められること。

水道事業者等である市町村等は、都道府県とともに、プランを踏まえて水道事業等の広域化に係る検討を行い、これを踏まえたアセットマネジメントに取り組むとともに、検討結果を令和7年度までの経営戦略の改定の際に反映していただきたいこと。

2. プランの充実等

都道府県においては、当該地域の経営条件の変化や広域化に関する具体的な取組の進捗状況等も踏まえつつ、更なる広域化の取組が考えられないか検討いただきたいこと。その際、プランの策定時と同様、広域化の効果をシミュレーションし、比較検討することが重要であること。

水道事業者等である市町村等は、更なる広域化の取組に関する都道府県の検討等に引き続き御協力いただきたいこと。

4. その他

我が国の水道事業を取り巻く経営環境が、急速な人口減少や施設・管路の老朽化等に伴い、急速に厳しさを増す中で、水道事業の持続的な経営を確保していくためには、中長期の経営見通しに基づく経営基盤の強化を進める必要がある。

そのため、広域化の取組と併せて、施設規模・配置の適正化、その他コスト削減の取組のほか、水道施設の耐震化や停電対策等の強靱化に係る取組をアセットマネジメントに基づき計画的に実施することについても検討し、その結果を経営戦略に盛り込んでいただきたいこと。コストの削減に当たっては、広域化や官民連携などにより業務そのものを見直すほか、DXの取組や、コスト効率（業務密度）を増加させる取組を実施することもあることから、積極的に検討していただきたいこと。

「水道財政のあり方に関する研究会」報告書(概要)(平成30年12月)

水道事業の現状と課題

1. 水道は住民生活に必要な不可欠なライフライン

2. 経営環境が急速に悪化することが想定される

- ・急速な人口減少に伴う有収水量(※)の大幅な減少と施設利用率の低下

⇐2065年の需要水量はピーク時より約4割減少

- ・老朽化対策と災害対策に伴う更新需要の増大
⇐H28年度の管路更新率は0.75%にとどまり、
管路経年化率は14.8%となり上昇傾向

3. 専門人材の確保等の組織体制の強化も課題

※料金徴収の対象となった水量及び他会計等から収入のあった水量

持続的な経営を確保するための基本的な考え方

○ 中長期の経営見通しに基づく経営基盤の強化を推進

<適切なアセットマネジメントに基づく更新>

中長期の視点に立った需要と供給体制の見通しを踏まえた上で、適切なアセットマネジメントによるトータルコストの縮減や更新需要の平準化を図り、着実な更新を行うこと

<料金収入の確保>

人口減少に伴う料金収入の大幅な減少が懸念される中、更新需要の増大も踏まえ、計画的な料金水準の見直しを行うこと

<広域化、民間活用、ICTの利活用等の推進>

中長期の収支均衡、収支改善を図るため、広域化、民間活用、ICTの利活用等に取り組むこと

今後の具体的な取組方策

1. 「広域化推進プラン」による広域化の推進

- 市町村の区域を越える広域化は、幅広い効果を期待できるため、多様な取組を推進する必要(広域化の効果)

- ・経営統合は、経営資源を一元的に管理し、経営基盤を強化する効果が最も期待できる
- ・経営統合が実現しにくい地域においても、施設の共同設置や管理の一体化等の部分的な広域化により、コスト削減や専門人材の確保等の効果が期待できる

- 都道府県を中心とした計画的な取組が重要であることから、都道府県による「広域化推進プラン」の策定を進めるべきであり、国においても、策定を促していく必要

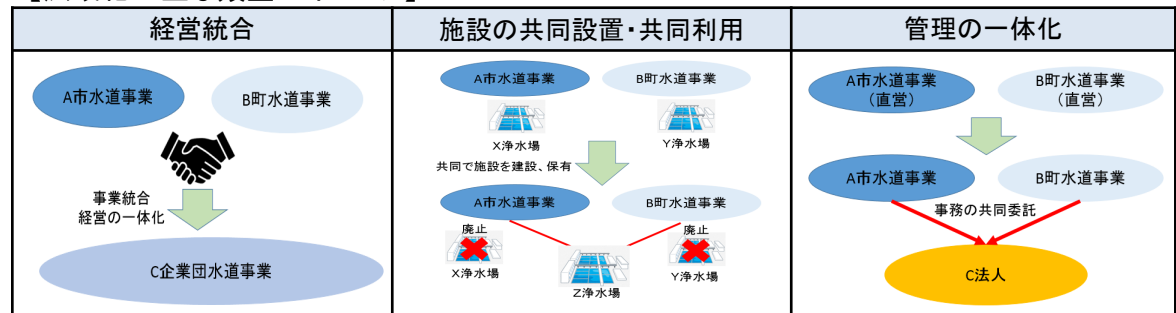
「広域化推進プラン」: 広域化の多様な類型に応じたシミュレーションを実施し、効果を比較した上で、広域化の基本的な考え方やスケジュール等について定めた計画

- 国においても、広域化に係る財政措置の拡充を検討すべき

2. 適切なアセットマネジメントに基づく着実な更新投資の促進

- 住民生活に必要な不可欠なライフラインであり、大規模な資産を有する水道事業においては、中長期的な視点に立った適切な維持・更新が極めて重要
- 各団体において、アセットマネジメントの導入を進めるとともに、その水準を引き上げる必要があり、国においても、対策を講じる必要
- すべての地域で水道サービスが持続的かつ安定的に提供されるよう、経営条件が厳しく、更新投資が進んでいない団体においても、着実な更新投資を進める必要
- 国においても、このような経営条件の厳しい団体における更新投資に係る財政措置について検討すべき

【広域化の主なタイプのイメージ】



大規模事業体による支援事業の例

- 大規模水道体においては、培ってきたノウハウや、各事業ごとの強みを生かして、他事業体への技術支援等に取り組んでいる例がある。

<横浜市水道局(横浜ウォーター株式会社)>

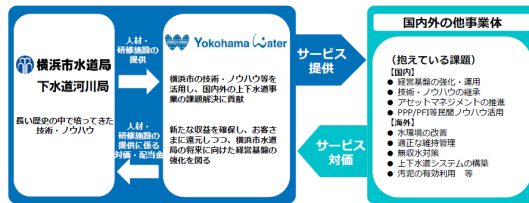
【設立目的】

横浜市水道局が長い歴史の中で培ってきた技術やノウハウ等を活用して、国内外の水道事業に貢献を行い、新たな収益を確保し、お客さまに還元するとともに、横浜市水道局の経営基盤の強化を図る。

> 概要

項目	詳細
名称	横浜ウォーター株式会社
設立	平成22年7月1日
資本金	1億円(水道局100%出資)
組織体制	役員数:6名 常勤取締役4名 非常勤取締役2名 社員数:61名 ※令和6年度末時点

> 連携の仕組み



【令和6年度事業実績】 ※ () は設立からの累計

事業セグメント	R6実績(累計)
国内事業	12都道府県 15事業体(延べ15都道府県、34事業体) ※
国際事業	7か国 14プロジェクト(延べ28か国、123プロジェクト)
研修事業	実施講座数19講座 受講者数373名(258講座、受講者延べ4,600名以上)

※横浜水道が持つ総合的な事業運営ノウハウを活用した事業体運営支援、技術的課題の解決支援、技術・技能継承支援を実施(経営計画、アセットマネジメント、水運用、工事監督補助、発注者支援、DX支援、研修、マニュアル策定など)

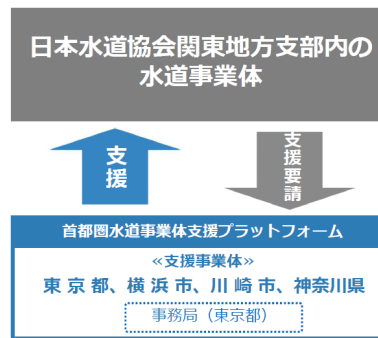
<日本水道協会関東地方支部>

首都圏水道事業体支援事業のご案内

事業概要

事業運営上の課題を抱える日本水道協会関東地方支部の水道事業体に対し、支援事業体が支援に取り組みます。この取組は、平成29年8月4日に開催された第85回日本水道協会関東地方支部総会において、日本水道協会関東地方支部の事業として、位置づけられました。
支援の実施に当たって、支援事業による首都圏水道事業体支援プラットフォームを設置し、ご要望に応じ支援に取り組んでいます。

実施スキーム(イメージ図)



※支援事業の実施に必要な費用(交通費や人件費等)については、ご負担を頂きます。
※関東地方支部の水道事業体の皆様は、支援事業体にもご参加頂けます。

支援メニュー

支援事業体の経験と強みを活かした支援を実施します。

東京都	水道事業の一元化 小規模水道施設の維持管理
横浜市	官民連携の推進(PFI) 将来計画検討のための水圧調査
川崎市	給水能力と水需要の乖離の解消 配管技能の向上
神奈川県	水道事業包括委託の導入

※上記以外の内容についても、ご要望に応じた支援に取り組めます。

支援実績

4事業体の強みや経験を生かした支援のほか、御要望に応じた支援を実施しています。

(主な支援実績)

官民連携・広域化	OPFI・DB・DBOに関する研修 水道事業一元化に関する研修 官民連携に関する資料提供 など
施設再構築・将来計画	施設の再構築計画に関する研修 料金改定に関する研修 水圧調査に関する資料提供 など
日常の実務・防災	研修施設を使用した訓練 マッピングシステムに関する研修 水質に関する研修 など

<研修の様子>



<訓練の様子>



※研修・訓練等については、個別の事業体だけでなく、各都県支部等のグループで実施していただくことも可能です。
※各都県支部等で実施している定例の研修会への講師派遣等も実施しています。